

答 申 第 1 1 3 号  
( 諮 問 第 1 1 3 号 )

令和 5 年 ( 2023 年 ) 8 月 31 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 ( 2022 年 ) 3 月 24 日付け鎌総第 3603 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和2年（2020年）5月27日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「湘南地区整備連絡協議会の経緯に関する文書」について、実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）6月10日付けで行った行政文書公開決定処分は、妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）5月27日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「湘南地区整備連絡協議会の経緯に関する文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、平成19年度から平成29年度までの「湘南地区整備連絡協議会事業の報告について」並びに平成30年度及び令和元年度の「湘南地区整備連絡協議会事業について」を対象文書として特定し、令和2年（2020年）6月10日付け鎌倉市指令深地第2号で行政文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）12月3日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）12月3日付けで提出した審査請求書、令和4年（2022年）1月14日付けで提出した反論書、同年2月21日付けで提出した再反論書及び令和5年（2023年）3月31日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は当審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成6年2月18日の湘南地区都市拠点総合整備事業推進協議会設立総会の文書一式、平成10年4月湘南地区都市拠点総合整備事業推進協議会を湘南地区整備連絡協議会（以下「協議会」という。）に改める文書一式、協議会が委託した際の文書及び報告書、協議会の幹事会、広域交通検討会、総会及び臨時会にかかる資料及び文書一式並びに協議会が実施した村岡・深沢地区拠点づくり及びまちづくりに関する資料を含む文書（以下「平成10年文書等」という。）が公開されていない。

イ 実施機関は修正・確認等を求めずに請求書を受理しており、協議会の関係する文書のうち一部しか公開していない本件処分は不当である。

### 3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和4年（2022年）1月5日付けで提出された弁明書、同年2月8日付けで提出された再弁明書及び令和5年（2023年）4月7日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 協議会の経緯に関する文書とは、事業の年表のイメージであり、年度ごとに協議会が委託した内容やトピックスなどの経緯がわかる文書であることを、審査請求人から口頭で聴き取っている。
- (2) また、鎌倉市は、審査請求人の請求趣旨に合致すると思われる「毎年開催している協議会の総会の資料のうち、年次の事業報告部分を綴った本件処分にかかる文書」が保存されていることを確認したため、請求人に再度聴き取りを行い、本件処分が審査請求人の意図するものであることを確認した上で行ったものであり、この特定の経過については、本件処分決定時の起案文に記録している。
- (3) 審査請求書に審査請求人が列記している文書は、行政文書公開請求書の請求内容、聴き取り及び再聴き取りを行った結果を基に文書を検索したが、審査請求人が列挙した行政文書は存在せず、本件処分は妥当である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

##### (1) 本件請求について

本件処分に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、湘南地区整備連絡協議会の経緯に関する文書であり、実施機関は、本件処分について該当する文書の公開決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、協議会に関する文書として、本件処分により公開された文書以外に、平成10年文書等が公開されておらず、本件処分は不当であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分に関し、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

##### (2) 文書の特定について

ア 当審査会が職権により調査したところによれば、協議会は、平成6年（1994年）2月に設立された湘南地区都市拠点整備事業推進協議会を改組し、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市を構成員として、鎌倉市深沢地区及び藤沢市村岡地区における新たな都市拠点の形成に向け、両市域の一体的なまちづくりに取り組むため、平成10年（1998年）に設置されたものである。また、協議会の事務局は、令和元年（2018年）7月より藤沢市から鎌倉市に替わっている。

イ 当審査会が実施機関から聴き取ったところ、対象文書の特定に関し、次のような事情を確認することができた。

（ア） 実施機関は文書の特定にあたり、協議会の経緯に関する文書とは、事業の年表のイメージであり、年度ごとに協議会が委託した内容やトピックスなどの経緯がわかる文書であることを、審査請求人から口頭で聴き取っていた。

（イ） しかし、実施機関が保有する行政文書のうち、審査請求人の要望に正確に合致するものを確認することができなかった。

（ウ） その後、令和元年（2018年）に藤沢市より協議会の事務局を引き継いだ際に取得した資料の中に、審査請求人の趣旨に合致すると思われる文書が存在することを確認したた

め、審査請求人に再度聴き取りを行い、審査請求人の意図するものであることを確認した上で本件文書を特定し、本件処分を行った。

(エ) 藤沢市より取得した資料は、平成 19 年度以降のものに限られており、平成 18 年度以前のものも取得していない。また、電磁的記録及び実施機関の保存文書台帳を検索したが、平成 10 年文書等の存在を確認することができなかった。

ウ 以上の対象文書の特定の経過については、本件処分決定時の起案文に記録されていることも確認することができた。

これら実施機関の主張については、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 5 / 27	行政文書公開請求書が提出される
6 / 10	行政文書公開決定通知書
3 / 12 / 3	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
4 / 1 / 5	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 / 14	審査請求人が審査庁に反論書を提出
2 / 8	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
2 / 21	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
3 / 24	審査会に諮問
5 / 3 / 31	審査請求人が審査庁に意見書を提出
4 / 7	第 144 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
5 / 8	第 145 回審査会で審議
6 / 5	第 146 回審査会で審議
7 / 3	第 147 回審査会で審議
8 / 2	第 148 回審査会で審議
8 / 31	答申（第 113 号）